

上市町義務教育学校整備事業

事業契約約款

目 次

第1章	用語の定義.....	1
第2章	総則.....	1
第3章	本事業の概要.....	2
第4章	設計業務.....	4
第5章	建設・工事監理業務.....	7
第1節	総則.....	7
第2節	工期の変更等.....	10
第3節	本施設の完成等.....	11
第4節	損害の発生等.....	12
第5節	設計及び建設・工事監理業務の契約保証.....	12
第6節	本施設の引渡し等.....	15
第6章	維持管理及び運営業務.....	17
第1節	総則.....	17
第2節	維持管理及び運営業務のモニタリング.....	19
第3節	業務の変更等.....	20
第4節	損害の発生等.....	21
第5節	維持管理及び運営業務の契約保証.....	23
第7章	サービス対価の支払い.....	25
第8章	事業者の経営状況の報告等.....	26
第9章	契約期間及び契約の終了.....	27
第10章	法令変更.....	32
第11章	公租公課.....	33
第12章	不可抗力.....	34
第13章	付帯事業における事業者の責務.....	36
第14章	関係者協議会.....	37
第15章	その他.....	38
別紙1	用語の定義（第1条関係）.....	40
別紙2	モニタリング及びペナルティの考え方（第16条、第28条、第55条、 第59条、第64条、第70条関係）.....	42
別紙3	建設、維持管理及び運営業務期間中の保険（第36条、第60条関係）.....	44
別紙4	サービス対価の支払方法（第37条、第38条、第39条、第43条、 第62条、第70条、第78条関係）.....	45
別紙5	サービス対価の改定方法（第63条関係）.....	54

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 約款における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1に記載する「用語の定義」において定めるところによる。

第2章 総則

(総則)

第2条 本事業契約は、町及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 町及び事業者は、事業契約書等に基づき、入札説明書等、要求水準書等、事業提案書及び設計図書等に従い、日本国の法令等を遵守し、本事業契約を履行しなければならない。

3 本事業契約に定める催告、請求、通知、報告、承諾、確認、要請及び解除は、原則として書面により行わなければならない。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

第3条 町及び事業者は、本事業の目的を十分理解するとともに、本事業が公共施設の整備を伴う事業として、公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

(契約関係書類の適用関係)

第4条 契約関係書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、事業契約書等、基本契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業提案書及び設計図書等の順に優先して適用されるものとする。

2 契約関係書類に疑義が生じた場合は、町及び事業者の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業提案書及び要求水準書等の内容に差異がある場合は、事業提案書に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回るときに限り、事業提案書が優先して適用されるものとする。

第3章 本事業の概要

(本事業の概要)

第5条 本事業は、要求水準書等に示すとおり、本施設を対象とする設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成する。

2 本施設は、本事業契約に定めるところにより、事業者から町に引き渡すものとする。

3 本事業は、契約関係書類に従い、事業者が適正かつ確実に実施するものとし、町は事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、別紙2に定めるモニタリングなどの必要な措置を執るものとする。

(本事業の事業方式)

第6条 本施設は、事業者により設計、建設された後、引渡しと同時に町が所有権を取得し、以後、町が所有する。なお、本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項に規定する行政財産として位置付けられる。

2 事業者は、契約関係書類に従い、維持管理及び運営期間にわたり、本施設の維持管理及び運営業務を遂行するものとする。

3 本施設に備え付けの設備、什器、備品等は、町及び事業者の間で別途合意されない限り、町が所有するものとする。

(事業用地等)

第7条 事業者は、工事着手日から、本施設の引渡しまでの期間、建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、事業用地を無償で 사용할ことができる。この場合において、事業者は、建設期間中の事業用地の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

2 事業者は、維持管理及び運営期間中、本施設の維持管理及び運営業務の遂行に必要な範囲で、本施設の用地及び本施設を無償で 사용할ことができる。

(事業者の資金調達)

第8条 事業者は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に必要な一切の費用を負担し、本事業を実施するに当たり必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

(サービス対価)

第9条 町は、本事業契約に定めるところに従い、事業者に対し、事業者が事業期間にわたり実施する業務に係るサービス対価に当該サービス対価に課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた額を支払うものとする。

(事業期間)

第10条 本事業の事業期間等は、基本契約書等に定めるとおりとする。

(法令等の遵守)

第11条 事業者は、本事業を実施するに当たり、関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。

第4章 設計業務

(設計業務)

第12条 事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で、本施設を設計しなければならない。

(設計業務の実施及び第三者への委託)

第13条 事業者は、事前の町の書面による承諾を得た上で、設計業務の全部又は一部を、本事業に関して令和9年●月●日付で町と落札者の代表企業、構成企業及び協力企業との間で締結された基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条第1項に定める設計企業に委託する。

2 事業者は、前項の委託を行ったときは、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに町に提出しなければならない。

3 事業者は、第1項の委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。

4 第1項の委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

5 第1項の委託に係る受託者が事業者から委託された業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、町に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知し、事前に承諾を得なければならない。この場合において、前2項の規定中「第1項の委託に係る受託者」とあるのは「第5項の委託に係る当該第三者」と読み替えるものとする。

(設計に伴う各種調査)

第14条 事業者は、必要に応じて、契約関係書類に記載された事業場所における測量、地盤調査その他の関係する調査を実施するものとする。

2 事業者は、前項の調査を実施する場合は、調査に着手する前に調査計画書を作成し、町に提出しなければならない。

3 事業者は、事前の町への書面による承諾を得た上で、調査業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとする。

4 事業者は、前項の委託を行う場合は、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに町に提出しなければならない。

5 事業者は、第3項の委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。

6 第3項の委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

7 事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。

- 8 事業者の調査の誤り又は過失に起因して町又は事業者が生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。

(設計に係る許認可及び届出)

- 第15条 事業者は、設計業務に関する本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。
- 2 町は、事業者からの要請があった場合は、事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(設計に対する町のモニタリング)

- 第16条 事業者は、設計業務の進捗状況に関して、月に1回町に対して報告を行うものとする。
- 2 町は、適正かつ確実な整備を確保するため、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、モニタリングを実施する。この場合において、事業者は、町に対し最大限協力するものとする。
- 3 前項のモニタリングの結果、事業者による設計業務が契約関係書類を満たしていないと認められる場合は、町は、事業者に対してその是正を求めることができるものとする。この場合において、事業者は、その要求について疑義がある場合は、町に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 町が、第2項のモニタリングを実施したこと又は前項の是正を求めないことを理由として、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、町が、設計業務について、何ら責任を負担するものではない。

(設計の変更)

- 第17条 町は、必要があると認める場合は、事業者に対して書面により設計変更を要求することができるものとする。
- 2 事業者は、当該設計変更要求を受領した場合は、速やかにその内容を検討し、町に対し検討結果を通知しなければならない。
- 3 事業者は、町からの設計変更要求の内容に疑義がある場合は、町に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 事業者は、町が提示した要求水準書等の内容の変更を伴う設計変更は行うことができないものとする。ただし、特に合理的な理由があり、かつ、事前の町の書面による承諾がある場合は、この限りでない。
- 5 第1項又は第4項の規定による設計変更の費用及び変更による追加的費用は、当該設計変更が、町が提供した情報若しくは資料の誤り又は町の提示条件若しくは指示の不備若しくは変更による場合等、町の責めに帰すべき事由による場合は、町が負担し、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する。ただし、当該設計変更が不可抗力又は法令変更による場合は、町が負担するものとする。

6 設計変更により設計及び建設・工事監理業務に係る費用が減少する場合は、町及び事業者は、協議により合理的な範囲内で当該費用の減少分をサービス対価から減額するものとする。

7 町が第1項の設計変更を要求したこと又は第4項の書面による承諾をしたことのいずれかを理由として、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、町が設計及び建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

(設計図書等についての責任)

第18条 事業者は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等が本事業契約の内容に適合しないことにより生じた前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償について責任を負うものとする。ただし、町の責めに帰すべき事由による場合又は不可抗力若しくは法令変更による場合は、町の負担とする。

2 前条及び前項の規定により町が負担すべき増加費用等の支払時期及び支払方法は、当該費用等の金額の確定後に予算措置や変更契約に係る上市町議会の議決等必要な手続を経ることを前提として、町及び事業者の協議により決定するものとする。

(設計の完了)

第19条 事業者は、設計業務の完了後、速やかに設計図書等を町に提出しなければならない。この場合において、町は、必要があると認める場合は、事業者に説明を求めることができるものとし、事業者は、町からのその要求に対し最大限協力するものとする。

2 町は、前項の設計図書等について、受領した日から10日以内に他の契約関係書類との間に不一致又は矛盾がないか確認を実施し、その結果を、速やかに事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の通知を受領した場合は、自己の費用で速やかに当該不一致又は矛盾を是正するための措置を執り、町の確認を得なければならない。ただし、町の責めに帰すべき事由による場合又は不可抗力若しくは法令変更に起因する場合は、町の負担とする。

4 事業者は、第2項の通知の内容について疑義がある場合は、町に対して協議を申し入れることができる。

5 町が第1項の設計図書等を受領したこと、第2項の確認・通知をしたこと又は第3項の確認をしたことのいずれを理由として、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、町が、設計及び建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

第5章 建設・工事監理業務

第1節 総則

(建設・工事監理業務)

第20条 事業者は、契約関係書類に従い、建設・工事監理業務を行わなければならない。

- 2 施工方法その他本施設の完成のために必要な一切の手段は、事業者が自己の責任で決定するものとする。
- 3 事業者は、町から建設工事等に係る建設着手の許可通知を受けた後、遅滞なく建設工事等に着手しなければならない。

(建設業務の実施及び第三者への発注)

第21条 事業者は、事前に町から書面による承諾を得た上で、建設業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に規定する建設企業（以下「請負人」という。）に請け負わせるものとする。

- 2 事業者は、第1項の規定による請負契約を行ったときは、当該請負契約の内容が確認できる契約書の写しを速やかに町に提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定による請負に係る請負人の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 第1項の規定による請負に係る請負人の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 第1項の場合において、請負人が、第三者に、当該請負人が請け負った建設工事の一部を請け負わせるときは、事業者は、町に対し当該第三者（以下「下請負人」という。）の名称その他の情報を事前に通知し、事前に承諾を得なければならない。この場合において、前2項の規定中「第1項の規定による請負に係る請負人」とあるのは「第5項の請負に係る当該下請負人」と読み替えるものとする。

(工事監理業務の実施及び第三者への委託)

第22条 事業者は、工事監理業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に規定する工事監理企業に委託する。

- 2 事業者は、第1項の委託を行う場合は、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを町に速やかに提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 4 第1項の委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

- 5 第1項の委託に係る受託者が、事業者から委託された第1項の工事監理業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、町に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。この場合において、前2項の規定中「第1項の委託に係る受託者」とあるのは「第5項の委託に係る当該第三者」と読み替えるものとする。

(工事監理者)

第23条 事業者は、工事監理者を設置し、氏名その他の必要な事項を書面により町に提出するとともに、要求水準書等に従って工事監理計画書を町に提出しなければならない。

- 2 事業者は、工事監理者に契約関係書類による適切な工事監理を行わせなければならない。

- 3 町は、事業者に対し、随時、建設・工事監理業務についての報告を要求することができる。この場合において、事業者は、工事監理者に、町に対する施工の事前説明及び事後報告並びに現場での施工状況の確認等の報告を行わせるものとする。

- 4 事業者は、要求水準書等に従って、建設・工事監理業務期間中、毎月5営業日目までに当該月の前月の業務に係る工事進捗状況報告書及び工事監理報告書を町に対して提出しなければならない。ただし、当該日が閉庁日の場合は、その翌日以後で閉庁日に当たらない最初の日とする。

(建設に伴う各種調査)

第24条 事業者は、自己の費用負担により建設工事等のために必要となる各種調査を実施した上で建設工事等を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の各種調査を実施する場合は、調査に着手する前に調査計画書を作成し、町に提出しなければならない。

- 3 事業者は、事前に町から書面による承諾を得た上で、第1項の規定による調査業務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

- 4 事業者は、前項の委託を行う場合は、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに町に提出しなければならない。

- 5 事業者は、第3項の委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。

- 6 第3項の委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

- 7 事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任を負担しなければならない。

- 8 事業者の各種調査の誤り又は過失に起因して町又は事業者に生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。

(施工計画書)

第25条 事業者は、詳細工程表を含む施工計画書を、建設工事等の着手前の町及び事業者との協議により定める日までに町に提出しなければならない。

2 事業者は、必要がある場合は、町と協議の上、前項の施工計画書の内容を変更することができる。この場合において、事業者は、変更後の施工計画書を速やかに町に提出しなければならない。

3 町は、前2項の規定により事業者が町に提出した書類が、契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めた場合は、速やかに事業者に書面により通知するものとする。

4 事業者は、前項の通知を受領した場合は、速やかに当該不一致又は矛盾を是正するために、当該書類を訂正する等の措置を執り、町の確認を得なければならない。この場合において、事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合は、町に対して協議を申し入れることができる。

5 町が第1項の当該施工計画書を受領したこと、第3項の通知をしないこと又は前項の確認をしたことのいずれを理由として、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、町が、建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

6 事業者は、工期中毎月の末日までに、翌月分に係る月間工事工程表を町に提出しなければならない。

7 事業用地において、地中埋設物や土壌汚染、埋蔵文化財、その他の予測できない土地の瑕疵が発見された場合は、町は、自らの費用負担により、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事業者は、施工計画書を見直す等、必要な協力を行うものとする。ただし、地中埋設物等が通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。

(建設に係る許認可及び届出)

第26条 事業者は、建設・工事監理業務に関する本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。

2 町は、事業者からの要請があった場合は、前項の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

3 事業者は、町が行わなければならない許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(建設に伴う近隣対応及び対策)

第27条 事業者は、自己の責任及び費用で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応及び対策を実施し、町に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。

- 2 町は、事業者からの要請がある場合は、事業者による近隣対応及び対策に対し必要な協力を行うものとする。

(建設・工事監理業務に対する町によるモニタリング)

第28条 事業者は、建設・工事監理業務の進捗状況に関して、工事監理者を通じて月に1回町に対して報告を行うものとする。なお、工事監理者を配置しない業務については、現場代理人等を通じて報告を行うものとする。

- 2 町は、事業者が契約関係書類に従い建設・工事監理業務を実施していることを確認するために、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、モニタリングを実施する。この場合において、町は、随時、事業者に対し説明を求めることができ、かつ、建設工事の現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができるものとする。

- 3 事業者は、前項の説明及び確認の実施について、町に対して最大限の協力をし、請負人をして、町に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。

- 4 第2項のモニタリングの結果、事業者による建設・工事監理業務が契約関係書類を満たしていないと認められる場合は、町は、事業者に対してその是正を求めることができるものとする。この場合において、事業者は、その要求について疑義がある場合は、町に対して協議を申し入れることができるものとする。

- 5 町が第2項のモニタリングを実施したこと又は前項の是正を求めないことを理由として、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、町が、建設・工事監理業務について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 工期の変更等

(工期の変更)

第29条 町が事業者に対して工期の変更を請求した場合は、町及び事業者は、協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、町が当該変更の可否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

- 2 事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、町に対して工期の変更を請求した場合は、町及び事業者は、協議により変更内容を決定するものとする。

(工期の変更による費用負担)

第30条 町は、町の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期が変更され、引渡日が予定日より遅延した場合は、当該工期の変更又は引渡日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

- 2 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により工期が変更され、運営開始日が予定日より遅延した場合は、当該工期の変更又は運営開始日の遅延に伴い町に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を町に支払うものとする。

(工事の一時中止)

第31条 町は、必要があると認める場合は、事業者に対し建設・工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

- 2 前項の場合において、町は、必要があると認める場合は、工期を変更することができる。この場合において、町は、事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合を除き、建設・工事監理業務の一時中止に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

第3節 本施設の完成等

(事業者による自主完成検査)

第32条 事業者は、要求水準書等に従って自主完成検査を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の自主完成検査の日程及び内容をその実施の7日前までに町に対して通知しなければならない。この場合において、町は、この自主完成検査に立ち会うことができるものとする。
- 3 事業者は、町の立会いの有無にかかわらず、町に対して第1項の自主完成検査の結果について、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(町による完成検査)

第33条 町は、本施設の引渡しに先立ち、前条の自主完成検査の結果報告を受けた日から14日以内に上市町建設請負工事検査規程（平成27年上市町訓令第1号）に基づき、完成検査又は出来高検査を実施するものとする。

- 2 事業者は、要求水準書等に従って、第1項の完成検査又は出来高検査に必要な完成図書を提出するものとする。
- 3 事業者が第1項の完成検査又は出来高検査に合格しない場合は、町は、事業者に対し是正等の適切な措置を求めることができるものとする。この場合において、事業者は、その内容について疑義がある場合は、町に対して協議を申し入れることができるものとする。

(完成図書及び検査結果通知)

第34条 事業者は、前条の完成検査又は出来高検査に合格したときは、当該合格後の完成図書を速やかに町に提出しなければならない。

- 2 町は、事業者が前条の完成検査又は出来高検査に合格したときには、事業者に対し、速やかに検査結果通知書を交付しなければならない。
- 3 事業者は、前項の検査結果通知書の交付がなければ本施設の引渡しができないものとする。
- 4 町は、事業者から提出された完成図書を本施設の修繕等のために使用し、かつ、必要な改変を加えることができるものとする。

第4節 損害の発生等

(建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害)

第35条 事業者が建設・工事監理業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに町へ報告するものとし、当該損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由によるものは、事業者が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(建設期間中の保険)

- 第36条 事業者は、建設期間中、別紙3「建設、維持管理及び運營業務期間中の保険」のうち、建設期間中の第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。
- 2 本施設の建設業務を請負人に請け負わせる場合は、事業者が適切な損害賠償保険に加入、又は請負人を当該保険に加入させなければならない。
 - 3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに町に提出しなければならない。
 - 4 事業者は、第1項に規定する保険金請求権について、本事業のために融資を行う銀行その他の金融機関（以下「金融機関等」という。）のために、事前に町から書面による承諾を得た上で質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

第5節 設計及び建設・工事監理業務の契約保証

(基本設計業務の契約保証)

第37条 事業者は、基本設計業務の契約保証として、本事業契約（基本設計業務）の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかの場合にあっては、事業者が別途定める保証若しくは履行保証保険契約又は請負人をして別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結した後、直ちに当該保証証券を町に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町が確実と認める金融機関等の保証

- (4) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を^{てんぽ}填補する履行保証保険契約の締結（ただし、町以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する町の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、町を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等のうち基本設計費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上としなければならない。
- 3 事業者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 町は、契約金額の変更があった場合は、第2項に規定する保証の額が変更後の別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等のうち基本設計費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。
- 5 契約保証金は、基本設計業務の履行後、本施設の最終引渡日以降速やかに還付するものとする。この場合において、利息等の付与は行わないものとする。

(実施設計業務及び1期建設業務の契約保証)

- 第38条 事業者は、実施設計業務及び1期建設業務の契約保証として、本事業契約（実施設計業務、1期建設業務、維持管理及び運營業務）の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかの場合にあっては、事業者が別途定める保証若しくは履行保証保険契約又は請負人をして別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結した後、直ちに当該保証証券を町に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を^{てんぽ}填補する履行保証保険契約の締結（ただし、町以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する町の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、町を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等のうち実施設計費

等及び1期建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上としなければならない。

3 事業者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 町は、契約金額の変更があった場合は、第2項に規定する保証の額が変更後の別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等のうち実施設計費等及び1期建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。

5 契約保証金は、実施設計業務及び1期建設業務の履行後、本施設の最終引渡日以降速やかに還付するものとする。この場合において、利息等の付与は行わないものとする。

(2期・3期建設業務の契約保証)

第39条 事業者は、2期・3期建設業務の契約保証として、本事業契約（2期・3期建設業務）の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかの場合にあっては、事業者が別途定める保証若しくは履行保証保険契約又は請負人をして別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結した後、直ちに当該保証証券を町に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を^{てんぽ}填補する履行保証保険契約の締結（ただし、町以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する町の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、町を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における建設・工事監理費等のうち2期建設・工事監理費等及び3期建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上としなければならない。

- 3 事業者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 町は、契約金額の変更があった場合は、第2項に規定する保証の額が変更後の別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における建設・工事監理費等のうち2期建設・工事監理費等及び3期建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。
- 5 契約保証金は、2期・3期建設業務の履行後、本施設の最終引渡日以降速やかに還付するものとする。この場合において、利息等の付与は行わないものとする。

第6節 本施設の引渡し等

(施設の引渡し)

第40条 事業者は、町からの検査結果通知書（検査に合格した旨を記したもの）を受領した後、速やかに本施設を町に引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定による引渡しにより、事業者が原始取得していた本施設の所有権を町が取得するものとし、引渡しは事業者による本施設の完成から6月以内に事業者未使用にて行われるものとする。

(引渡しの方法)

第41条 事業者は、町に対し、本施設に一切の制限物権が設定されていない状態で、所有権保存登記手続に必要な書類の交付その他一切の必要な手続を執らなければならない。

- 2 事業者は、町への本施設の引渡しに際して生じる一切の費用を負担しなければならない。

(引渡しの期日の変更)

第42条 町は、町の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、本施設の引渡日が予定日より遅延した場合は、当該引渡しの遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し日が予定日より遅延した場合は、事業者は、当該引渡し日の遅延に伴い町に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を町に支払うものとする。

(サービス対価の支払い)

第43条 町は、本施設の引渡しを受け、別紙4に規定するサービス対価を支払うものとする。

(部分使用)

第44条 町は、第40条の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができるものとする。

2 前項の場合においては、町は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならないものとする。

3 町は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 町は、本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して相当の期間を定めて本施設の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しの日から2年以内（ただし、設備機器本体等の場合は1年以内）とする。

3 町は、前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、当該通知から1年以内に第1項の規定による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、事業者が当該契約不適合を知っていたときに、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失によって生じた場合は、第1項の規定による請求を行うことのできる期間は10年とする。

5 町は、本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第6章 維持管理及び運営業務

第1節 総則

(維持管理及び運営業務)

第46条 事業者は、維持管理及び運営期間中、契約関係書類及び次項に規定する維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に従い、自己の費用及び責任で、本施設を所定の機能及び性能が正常に発揮される状態に維持し、利用者等が本施設を安全、快適に利用できるサービスの質及び水準を保持するために維持管理及び運営業務を行わなければならない。

2 事業者は、契約関係書類に基づき、町と協議し、町の承諾を得た上で、事業者による本施設の維持管理及び運営業務の仕様を定める維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書を、本施設の引渡し予定日の1月前の日までに、それぞれ町に提出しなければならない。

3 事業者は、町と協議し、承諾を得た上で維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書の内容を変更することができるものとする。

(維持管理及び運営業務の実施及び第三者への委託)

第47条 事業者は、事前の町の書面による承諾を得た上で、維持管理及び運営業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に規定する維持管理企業及び運営企業に委託する。

2 事業者は、前項の委託を行ったときは、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを町に速やかに提出しなければならない。

3 事業者は、第1項の委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。

4 第1項の委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

5 第1項の委託に係る受託者が、事業者から委託された業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、町に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知し、事前に承諾を得なければならない。この場合において、前2項の規定中「第1項の委託に係る受託者」とあるのは「第5項の委託に係る当該第三者」と読み替えるものとする。

(維持管理及び運営業務計画書)

第48条 事業者は、契約関係書類及び維持管理業務仕様書に従い、町と協議し、承諾を得た上で、翌事業年度の事業者による維持管理業務について、業務実施体制、業務実施工程等の維持管理業務の実施のために必要な事項を記載した維持管理業務計画書を、毎年、当該事業年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については本施設の引渡し予定日の1月前の日）までに、町に提出しなければならない。

- 2 事業者は、契約関係書類及び運営業務仕様書に従い、町と協議し、承諾を得た上で、翌事業年度の事業者による本施設の運営業務について、業務実施体制、業務実施工程等の運営業務の実施のために必要な事項を記載した運営業務計画書を、毎年、当該事業年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る運営業務計画書は、本施設の引渡し予定日の1月前の日）までに町に提出しなければならない。

（維持管理及び運営業務に係る許認可及び届出）

第49条 事業者は、維持管理及び運営業務に関する本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

- 2 町は、事業者の要請があった場合は、前項の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。
- 3 事業者は、町の要請があった場合は、維持管理及び運営業務に関する町の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

（事業者による維持管理及び運営業務実施体制の整備）

第50条 事業者は、維持管理及び運営業務それぞれの業務開始予定日までに維持管理及び運営業務の実施のために必要な一切の準備を完了し、かつ、町に対しその旨を報告しなければならない。

- 2 町は、前項の報告を受けたときは、事業者の業務実施体制を確認し、事業者は、その確認に協力するものとする。この場合において、町は、維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書、並びに維持管理業務計画書及び運営業務計画書に従った業務実施体制が整備されていないと認めるときは、事業者に対しその是正を求めることができるものとする。

（維持管理及び運営業務開始の遅延）

第51条 町及び事業者は、本施設の維持管理及び運営業務の開始が、それぞれの業務開始予定日より遅延した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより責任を負うものとする。

- (1) 町の責めに帰すべき事由による場合 遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を町が事業者に対して支払うこと。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合 維持管理及び運営業務期間の初年度のサービス対価の年額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）による金額を日割り計算した遅延損害金を事業者が町に対して支払うこと。ただし、町が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、町は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(3) 不可抗力又は法令変更による場合 遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を町が事業者に対して支払うこと。

2 町が事業者に対し維持管理及び運營業務開始に係る遅延期間につき支払うべき金額は、前項に規定する金額に限られ、別途サービス対価の支払いは行わないものとする。ただし、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価はこの限りではない。

(維持管理及び運營業務に伴う近隣対応及び対策)

第52条 事業者は、維持管理及び運營業務に関して必要な近隣対応及び対策を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

2 町は、事業者からの要請がある場合は、前項の近隣対応及び対策に対し必要な協力を行うものとする。

(本施設の修繕)

第53条 事業者は、本施設の引渡し予定日の2月前までに長期修繕計画を作成し、町に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の長期修繕計画を毎年度更新し、毎年度の維持管理業務計画書と併せて町へ提出しなければならない。

3 事業者は、維持管理及び運営期間中、本施設の予防保全に努めるものとし、更新又は改良が必要になった場合は、事業者の責任と費用負担において行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、町の判断及び費用により、必要に応じて、事業者に本施設の全部又は一部の設備更新及び改良を行わせることができるものとする。

5 事業者は、可能な限り、前2項に規定する設備更新及び改良を完成図書に反映し、かつ、使用した設計図書等を町に提出しなければならない。

第2節 維持管理及び運營業務のモニタリング

(維持管理及び運營業務に係る業務報告書)

第54条 事業者は、維持管理及び運營業務期間中、契約関係書類に従って、維持管理及び運營業務に係る業務月報及び業務年報（以下「通常業務報告書」という。）を作成し、業務月報については翌月5営業日目までに、業務年報については毎事業年度の最終日から起算して1月以内に、町に提出しなければならない。ただし、当該日が閉庁日の場合は、その翌日以後で閉庁日に当たらない最初の日とする。

2 事業者は、維持管理及び運営期間中、維持管理及び運營業務に関して緊急の対応が必要な事故若しくは事件等のトラブルが発生した場合又は利用者等からの苦情若しくは要望等があった場合は、速やかに当該事故等の内容、それに対する対応策及び当該事故等に関する状況を記載した業務報告書（以下「随時業務報告書」という。）を町に提出しなければならない。また、町は、必要と認めたとき、事業者に随時業務報告書の提出を求めることができる。

- 3 事業者は、前2項のほか、維持管理及び運営業務期間中、契約関係書類に従って、要求水準書等との整合性及び事業提案書との整合性を確認する確認結果報告書並びにその他必要な報告書を、町に提出しなければならない。

(維持管理及び運営業務に対する町によるモニタリング)

第55条 町は、事業者による維持管理及び運営業務が契約関係書類並びに維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書（以下「要求サービス水準」という。）に適合しているかを確認するために、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、事業者に発生する費用は、事業者が負担するものとする。

- (1) 定期モニタリング：事業者から提出される通常業務報告書を確認するほか、現地巡回、業務監視、事業者への説明要求等により業務遂行状況を把握し、通常業務報告書の記載事項の事実の検証を行う。
 - (2) 随時モニタリング：事業者から提出される、又は町が必要と認めたときに事業者に提出を求める随時業務報告書を確認するほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。
- 2 町は、前項のモニタリングの実施の際に、事業者に事前に通知することにより、本施設の維持管理及び運営業務の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、事業者は、町からのその要求に対し最大限協力するものとする。
- 3 町は、第1項のモニタリングの結果に基づき、事業者による業務の実施状況の良否を判断し、この判断結果を通常業務報告書又は随時業務報告書を受領した日から起算して5営業日目までに事業者に通知するものとする。
- 4 町は、第1項のモニタリングの結果、事業者による業務の実施状況について、本施設の全部若しくは一部が本来有すべき機能で利用できない状況にあると認められる場合又は要求サービス水準に適合していないと認められる場合は、事業者に対し、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、ペナルティを課することができるものとする。
- 5 町が第1項のモニタリングを実施したこと又は第3項の通知をしないこと若しくは通知において実施状況を良と判断したことを理由として、事業者の責任は免除又は軽減されるものではなく、かつ、町が、維持管理及び運営業務について、何ら責任を負担するものではない。

第3節 業務の変更等

(維持管理及び運営業務の変更)

第56条 町及び事業者は、町が事業者に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合は、協議により当該変更の可否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、町が当該変更の可否を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

- 2 町及び事業者は、事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により町に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合は、協議により当該変更の可否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、町が当該変更の可否を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 前2項に規定する維持管理及び運営業務内容の変更により維持管理及び運営業務に係る費用が増減する場合は、町及び事業者は、協議により合理的な範囲内で当該費用の増減分及び当該額に係る消費税等相当額の合計額をサービス対価から変更することができるものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときに、町の責めに帰すべき事由による業務内容の変更に起因して維持管理及び運営業務に係る費用が増加するときは、町が当該増加費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとし、減少するときはサービス対価の減額は行わないものとする。
- 4 前項に規定する町の責めに帰すべき事由による業務内容の変更及び当該変更に伴う費用の増減については、第82条第1項の規定により設置する関係者協議会で協議し、決定するものとする。

(維持管理及び運営業務の一時中止)

第57条 町は、必要があると認めるときは、事業者に対し維持管理及び運営業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、町は、必要があると認めるときは、維持管理及び運営業務の内容を変更することができる。この場合において、町は、事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理及び運営業務の一時中止に伴う増加費用及び事業者に生じた損害額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとする。

第4節 損害の発生等

(維持管理及び運営業務中に第三者等に及ぼした損害)

第58条 事業者は、維持管理及び運営業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに町へ報告するものとし、当該損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由によるものは、事業者が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(食中毒事故等)

第59条 事業者は、法令、契約関係書類、保健所その他の所轄官公庁（以下「官公庁等」という。）の指導、基準等を遵守し、かつ、善良なる管理者の注意義務をもって維持管理及び運営業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。

- 2 事業者は、食中毒、異物混入、食物アレルギー対応食による事故その他事業者の調理した給食の喫食に起因する健康被害又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生するおそれがあると認めたときは、可及的速やかに被害の発

生又は拡大を防止するために必要な措置を講じた上で、その旨を町に対して直ちに通知し、町の指示に従わなければならない。

- 3 食中毒等が発生した場合は、事業者は、自らの責任と費用負担において、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について町に報告しなければならない。
- 4 食中毒等が発生した場合において、町及び官公庁等によって原因究明調査等が行われるときは、事業者は、自らの責任と費用負担において、当該調査等に最大限協力するものとする。
- 5 事業者が調理した給食による食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合は、次項に該当する場合を除き、事業者はこれを賠償するものとし、町が当該第三者に対し損害金を支払い、又は損害賠償債務等を負担したときは、町の請求により当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合、又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し町の承認を得た場合は、この限りでない。
- 6 町が実施する食材調達、町からの情報伝達・指示の過誤及び遅延、並びに教職員、児童及び生徒の配膳を原因とする食中毒等は、事業者の賠償対象外とする。
- 7 食中毒等が原因で維持管理及び運営業務の全部又は一部の遂行ができない期間のサービスの対価のうち、当該遂行できない業務に対応する金額の支払及び損害賠償（第5項により町が事業者に対して求償できるものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 町の責めに帰すべき事由による場合におけるサービスの対価
町が当該遂行できない業務期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、事業者の町に対する損害賠償の請求を妨げないこと。
 - (2) 町及び事業者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び事業者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で第5項の町の承認を得た場合におけるサービスの対価
町が当該遂行できない業務期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、町又は事業者による損害賠償は行わないこと。
 - (3) 前2号に該当しない場合におけるサービスの対価
別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、サービスの対価の減額を行い、かつ、町の事業者に対する損害賠償の請求を妨げないこと。
- 8 前項の場合において、第62条並びに別紙4に規定するサービスの対価の支払の請求を町が受領するときまでに、町又は事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものが判明しないとき又は原因不明の結果に関して町の承認が得られないときは、町は事業者に対し、事業者の請求に基づき、サービスの対価のうち当該遂行できない業務に対応する金額について、当該遂行できない業務期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。
- 9 前項の規定による支払があった後に当該食中毒等が第7項第3号の事由によるものであることが判明した場合には、事業者は支払を受けたサービスの対価のうち当該遂行

できない業務に対応する部分の金額及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、減額又は支払保留されるべきであった金額を、町に速やかに返還するものとする。

- 10 第47条第1項の規定に基づく委託に係る受託者及び同条第5項の規定に基づく当該第三者が、故意又は過失により食中毒等を発生させ、死者、重症者又は多数の軽症者が発生した場合又は当該企業が他の学校給食調理施設等において同様の事態を生じさせた場合、町は、当該企業の変更を事業者を求めることができ、事業者はこれに応じなければならない。

(維持管理及び運営期間中に係る保険)

第60条 事業者は、維持管理及び運営業務期間中、別紙3「建設、維持管理及び運営業務期間中の保険」のうち、維持管理及び運営業務期間中の第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。

- 2 維持管理及び運営業務を受託者に委託する場合は、事業者が適切な損害賠償保険に加入、又は受託者を当該保険に加入させなければならない。

- 3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに町に提出しなければならない。

- 4 事業者は、第1項に規定する保険金請求権について、金融機関等のために、事前に町から書面による承諾を得た上で質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

第5節 維持管理及び運営業務の契約保証

(維持管理及び運営業務の契約保証)

第61条 事業者は、維持管理及び運営業務の契約保証として、維持管理期間及び運営期間のそれぞれの開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかの場合にあつては、事業者が別途定める保証若しくは履行保証保険契約又は維持管理及び運営業務の受託者をして別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結した後、直ちに当該保証証券を町に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 維持管理及び運営業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 維持管理及び運営業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証^{てんぽ}保険契約の締結（ただし、町以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する町の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、町を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の 100 分の 10 以上としなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第 4 号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 町は、契約金額の変更があった場合は、第 2 項に規定する保証の額が変更後の維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の 100 分の 10 に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。
- 5 契約保証金は、維持管理及び運営業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。この場合において、利息等の付与は行わない。

第7章 サービス対価の支払い

(サービス対価の支払い)

第62条 町は、事業者が本事業契約に従い提供するサービスを町が購入する対価として、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」に従い、事業者に対してサービス対価を支払うものとする。

2 町によるサービス対価の構成、支払金額、支払スケジュール及び支払方法は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」に定めるとおりとする。

(サービス対価の改定)

第63条 サービス対価の改定方法は、別紙5に記載する「サービス対価の改定方法」に定めるとおりとする。

(サービス対価の減額)

第64条 町は、事業者が提供するサービスが、第55条第1項に規定する、維持管理及び運營業務に対するモニタリングの結果、要求サービス水準に適合しない業務（以下「不適合業務」という。）として認められ、町から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされなかった場合は、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、維持管理及び運營業務に係る該当する業務のサービス対価を減額することができるものとする。

(サービス対価の返還)

第65条 町は、事業者から提出された通常業務報告書若しくは町への支払請求書等に虚偽の記載があること又はモニタリングの際に事業者の説明の重要な点において真実と異なること（以下「不実等」という。）が判明した場合は、不実等がなければ町が本来支払う必要のない維持管理及び運營業務のサービス対価の相当額について、サービス対価の支払いを行わないものとする。

2 事業者は、前項の場合において、既にサービス対価を受領しているときは、当該不実等がなければ本来受け取るべきでなかった維持管理及び運營業務のサービス対価の相当額に、当該不実等が行われた日からの日数に応じて、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付して町に返還しなければならない。

第8章 事業者の経営状況の報告等

(事業者の経営状況に係る報告)

第66条 事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済みの財務書類の写しを町に提出し、町に監査報告を行わなければならない。

(事業者の経営状況に対する町によるモニタリング)

第67条 町は、前条の財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、事業者に対し財務状況の改善を勧告できるものとする。

2 事業者は、前項の勧告がなされた場合は、速やかに財務状況改善計画書を町に提出し、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行しなければならない。

第9章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第68条 本事業契約の有効期間は、本事業契約の締結日から令和29年3月31日までとする。ただし、本事業契約の定めるところに従い本事業契約が解除されたときは、本事業契約は、その時点において終了する。なお、事業期間の終了日において未履行である町又は事業者の本事業契約上の義務及びそれに起因して事業期間の終了日後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

(期間満了時の取扱い)

第69条 事業者は、本事業契約の終了に当たり、町が継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、維持管理及び運営業務に係る必要事項を町に説明し、事業者が使用した維持管理及び運営業務に関する操作要領、申送り事項その他の関係資料を町に提供する等、維持管理及び運営業務の引継ぎに必要な協力を行わなければならない。

(町による本事業契約の終了)

第70条 町は、本施設の町への引渡しの前に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事業者に対し書面で通知することにより、本事業契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を町が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 事業者が業務開始予定日を経過したにもかかわらず、設計又は建設・工事監理業務に着手せず、町が相当の期間を定めて催告しても着手しないことについて、事業者から町が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し予定日に、本事業契約に従って本施設の引渡しが行なされないとき。ただし、町及び事業者の合意により引渡し予定日が変更された場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業者が本事業契約に違反し、町が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。

2 町は、本施設の町への引渡しの後に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事業者に対し書面で通知することにより、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、本事業契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を町が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の供用開始予定日までに開業できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、町及び事業者の合意により供用開始予定日が変更された場合は、この限りでない。
- (2) 事業者が提供するサービスが、第55条第1項に規定する維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、第64条に規定する不適合業務として認めら

れ、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、町から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされず、かつ、当該不適合な状態により本事業の目的の達成ができないと認められるとき。

- (3) 事業者が提供するサービスが、第55条第1項に規定する維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、維持管理及び運営業務における要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

3 町は、本施設の町への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、書面により事業者に通知することにより、本事業契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を町が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 本施設が利用できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。
- (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律による手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等でその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。
- (4) 事業者が故意又は過失により、通常業務報告書、随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難になったとき。
- (6) 前各号に定めるほか、事業者が本事業契約に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により本事業の目的の達成ができないと認められるとき。
- (7) 事業者又は落札者の代表企業、構成企業若しくは協力企業のいずれかの者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

カ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ク 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 事業者が、アからキまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、アからキに該当するとして町が代表企業を介して事業者に対該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

4 前3項の規定により本事業契約を終了した場合は、町及び事業者は、本事業契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前にされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、町に対し、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10の違約金を直ちに支払うこと。この場合において、当該違約金の支払いは、町の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 町は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使するものとする。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後にされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、町に対し、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ②維持管理及び運營業務のサービス対価」の当該事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。この場合において、当該違約金の支払いは、町の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 町は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に相当する金額のうち、本事業契約の解除までに発生する事業者に未払いの金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有する。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 町は、本事業契約の解除までに事業者が実施した維持管理及び運營業務のサービス対価のうち未払いの金額相当額を第62条に定められた方法により支払うものとする。

エ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、町による買取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。

(事業者による本事業契約の終了)

第71条 事業者は、町がサービス対価の支払義務その他の本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合は、町に対し書面で通知することにより、本事業契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 町及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合は、本事業契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前にされた場合 次に定める処理

- ア 町は、出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を買収すること。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者の協議により決定するものとする。
- イ 町は、アに規定する買収代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買収代金によっては填補^{てんほ}されない費用その他の損失のうち町の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補^{てんほ}されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者の協議により決定するものとする。
- ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買収するものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後にされた場合 次に定める処理

- ア 町は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価のうち、本事業契約の解除までに発生する事業者が未払いの金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払うこと。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者の協議により決定するものとする。
- イ 町は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理及び運営業務の受託者の契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち町の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補^{てんほ}されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者の協議により決定するものとする。
- ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買収するものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(町の公益上の事由による契約終了)

第72条 町は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合は、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、本事業契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 町及び事業者は、前項の規定により本事業契約が終了した場合は、前条第2項を準用して適切に処理するものとする。

(不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了)

第73条 不可抗力若しくは法令変更等により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で町及

び事業者との間の協議が整わないときは、町は、本事業契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定により本事業契約の全部が終了する場合は、町及び事業者は、次の各号に掲げる本事業契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前にされた場合 次に定める処理

ア 町は、出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、保険により^{てんほ}填補されるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を買取ること。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 町は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、当該買取代金によっては^{てんほ}填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により^{てんほ}填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者を支払うこと。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者との協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後にされた場合 次に定める処理

ア 町は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し設計及び建設・工事監理業務のサービス対価のうち、事業者本事業契約の解除までに発生する未払いの金額相当額を支払うこと。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者との協議により決定するものとする。

イ 町は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理及び運営業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、当該買取代金により^{てんほ}填補されない事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、不可抗力又は法令変更等と相当な因果関係の範囲にある保険により^{てんほ}填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者を支払うこと。この場合において、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、町及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

第10章 法令変更

(法令変更に係る通知の付与)

第74条 事業者は、法令変更により、次の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると認められる場合は、速やかにその内容の詳細を記載した書面により町に対し通知しなければならない。

- (1) 契約関係書類に従って本事業の建設・工事監理業務を実施できなくなった場合又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合
- (2) 契約関係書類又は維持管理業務仕様書若しくは運営業務仕様書に従って維持管理及び運営業務を実施できなくなった場合、又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合

2 町又は事業者は、前項の通知の日以降に、本事業契約による自己の義務が適用法令に違反することとなった場合は、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、町又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(法令変更に係る協議及び追加費用の負担)

第75条 町は、事業者から前条第1項の通知を受領したときは、直ちに調査を行い、通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するために、速やかに本事業契約及び設計図書等の変更並びに必要な追加費用の負担等について事業者と協議するものとする。

2 町は、新設又は改廃された法令の施行の日から30日以内に前項の協議が合意しない場合は、その対応方法を決定し、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

3 前項の規定により、町が決定した対応方法による追加費用は、当該法令変更が本事業に直接関連する法令変更（ただし、租税に係る法令は除く。）、消費税等に関する法令変更の場合は、町が負担するものとする。ただし、消費税等の法令変更に係る追加費用は、町が事業者に対して支払うサービス対価に係る消費税に限るものとする。

第 1 1 章 公租公課

(公租公課の負担)

第 7 6 条 本事業契約に関連して生じる公租公課は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とし、町は、本事業契約の定めに従いサービス対価を支払う場合を除き、本事業契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

第12章 不可抗力

(不可抗力に係る通知の付与)

第77条 事業者は、不可抗力により、次の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると認められる場合は、速やかにその内容の詳細を記載した書面により町に対し通知しなければならない。

- (1) 契約関係書類に従って本事業の建設・工事監理業務を実施できなくなった場合又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合
- (2) 契約関係書類又は維持管理業務仕様書若しくは運營業務仕様書に従って維持管理及び運營業務を実施できなくなった場合、又はその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合

2 町又は事業者は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合において、町又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)

第78条 町は、事業者から前条第1項の通知を受領したときは、直ちに調査を行い、通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに本事業契約及び設計図書等の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担（以下「対応策等」という。）について、事業者と協議するものとする。

2 町は、前項の協議を開始した日から14日以内に対応策等について合意しない場合は、対応策等を決定して事業者に通知するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

3 前項により町が決定した対応策等の費用負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本施設の引渡し前においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により^{てんぽ}填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を町の負担とすること。
- (2) 本施設の引渡し後においては、^{てんぽ}当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により^{てんぽ}填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ②維持管理及び運營業務のサービス対価」のうち、各事業年度の「(2)維持管理業務費」及び「(3)運營業務費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を町の負担とすること。この場合において、同一事業年度内に数回にわたる負担が必要となったときには、事業者は、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により^{てんぽ}填補されなかった費用の当該事業年度の累計額のうち、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の

構成 ②維持管理及び運營業務のサービス対価」のうち、当該事業年度の「(2)維持管理業務費」及び「(3)運營業務費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用を負担すること。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより当該費用が発生した場合及び事業者が付保義務のある保険の購入又は維持を怠ったことにより当該費用が保険により填補^{てんほ}されない場合は、当該費用全額を事業者が負担しなければならない。

(不可抗力への対応)

第79条 町及び事業者は協力して、前条第1項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

第 13 章 付帯事業における事業者の責務

(事業者の責務)

第 80 条 事業者は、本事業の目的の実現に向けて、付帯事業の計画と連携・調整し、本事業全体を円滑に推進するものとする。

(付帯事業実施企業の代替事業者)

第 81 条 事業者は、付帯事業実施企業の責めに帰すべき事由により、付帯事業の実施に係る基本協定又は関連契約が解除された場合、又は許可が取り消された場合には、合理的な範囲で付帯施設の実施を行う付帯事業実施企業の代替事業者を確保するよう努めるものとする。

第 1 4 章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

第 8 2 条 町及び事業者は、本事業に関する協議を行うために、関係者協議会を設置する。

2 町及び事業者は、本事業契約の締結後、速やかに、関係者協議会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

3 町は、必要に応じて関係者協議会を招集するものとする。

4 事業者は、必要があると判断したときは、町に対し関係者協議会の招集を請求することができる。

(関係者協議会の構成員)

第 8 3 条 関係者協議会は、町及び事業者の代表者各 3 名程度により構成されるものとする。ただし、町及び事業者は、関係者協議会における協議により、構成員数を変更することができるものとする。

2 町及び事業者は、必要に応じて職員、役員、従業員及びその他の者を関係者協議会に出席させることができるものとする。

3 町及び事業者が必要と判断した場合は、関係者協議会の構成員は、各自が第三者を関係者協議会に招致し、関係者協議会の意思決定に際して、その第三者の意見を聴取することができるものとする。

第15章 その他

(契約上の地位の譲渡等)

第84条 事業者は、事前に町の書面による承諾がある場合を除き、本事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、町は、不合理に書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(株主の制限)

第85条 事業者は、事前の町の書面による承諾がある場合を除き、株式の譲渡を承認してはならず、かつ、株式を第三者に譲渡してはならない。

2 事業者は、事前の町の書面による承諾がある場合を除き、本事業契約の締結日現在の出資者以外の者に対して新株、新株予約権、新株予約権付社債その他事業者の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割当てを行ってはならず、かつ、事業者の新株引受権を出資者以外の者に対して与えてはならない。

(担保権の設定)

第86条 事業者は、事前の町の書面による承諾がある場合を除き、事業者の所有する建築物、建築設備、機器等を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、町は、不合理に書面による承諾を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(秘密保持)

第87条 町及び事業者は、本事業に関して知り得た相手方の秘密及び本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関する資金調達に必要なものとして開示する場合又は法令（条例を含む。）等の規定又は関係官庁等からの要請に基づき開示することが必要と認められるものを開示する場合はこの限りではない。

(著作権の利用等)

第88条 事業者は、町に対し、本事業の維持管理及び運営並びに広報等に必要な範囲において、成果物（設計図書等のほか、事業者が本事業契約又は町の請求により町に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。本条において同じ。）を町が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正すること又は町の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正させることを許諾する。

2 事業者は、町又は町が委託した第三者に対し、本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現するために、本施設の撮影等を許諾する。

- 3 事業者は、町に対し、成果物又は本施設の内容を自由に公表することを許諾する。
- 4 事業者は、次の各号の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、町の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- 5 事業者は、第1項の場合において、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項及び第20条第1項の規定による権利を行使せず、かつ、役員等に行使させないものとする。
- 6 事業者は、成果物又は本施設に係る著作権法第2章及び第3章に規定する事業者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、町の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 7 事業者は、本事業契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、町に対して保証する。
- 8 成果物又は本施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 9 本条の規定は、本事業契約の終了後もなお効力を有するものとする。

（準拠法）

第89条 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第90条 本事業契約に起因する紛争に関する訴訟については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第91条 本事業契約に定めのない事項又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、町及び事業者が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

別紙1 用語の定義（第1条関係）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「本事業」とは、町が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、特定事業として選定した上市町義務教育学校整備事業について、設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務を実施する事業をいう。
- (2) 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- (3) 「本施設」とは、本事業において事業者が整備し、維持管理及び運営業務を行う上市町義務教育学校及びこども図書館をいう。
- (4) 「事業用地」とは、上市町所有の本施設を整備する用地をいう。
- (5) 「入札説明書等」とは、令和8年9月25日に町が公表した上市町義務教育学校整備事業入札説明書及び入札公告後に受け付けた質問に対する発注者の回答をいう。
- (6) 「要求水準書等」とは、令和8年9月25日に町が公表した上市町義務教育学校整備事業要求水準書、添付資料、閲覧資料及び入札公告後に上記資料に関して受け付けた質問に対する町の回答をいう。
- (7) 「事業契約書等」とは、上市町義務教育学校整備事業事業契約書（基本設計業務）、上市町義務教育学校整備事業事業契約書（実施設計業務、1期建設業務、維持管理及び運営業務）、上市町義務教育学校整備事業事業契約書（2期・3期建設業務）及び上市町義務教育学校整備事業事業契約約款並びにこれらの締結以降に、本事業に関し、町及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。
- (8) 「基本契約書等」とは、上市町義務教育学校整備事業基本契約書及びこの締結以降に、当該基本契約書について、町及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。
- (9) 「事業提案書」とは、落札者が、町に提出した提案書及び交渉時に提出された提案図書による提案書をいう。
- (10) 「設計図書等」とは、事業者が作成する本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (11) 「契約関係書類」とは、基本契約書等、事業契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業提案書及び設計図書等をいう。
- (12) 「建設・工事監理業務」とは、本施設の建設工事、什器・備品等の整備、既存中学校校舎等の解体・撤去及びこれらの工事監理並びにその他一切の関連業務をいう。
- (13) 「建設工事等」とは、本施設の建設工事、既存中学校校舎等の解体・撤去をいう。
- (14) 「工事着手日」とは、工事着工日前において、事業者が、準備工事を含め、本事業の建設工事等に着手する日をいう。
- (15) 「着工日」とは、建築確認済証交付後、事業者が、本施設の基礎又はこれを支える杭等の人工の構造物を設置する工事を開始する日をいう。
- (16) 「修繕」とは、本施設の建築物、建築設備等、外構等の全て（什器備品等を含む）の修繕又は更新をいい、町が直接行う建築物、建築設備に係る大規模修繕を除くものとする。

- (17) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他人為的な現象の他、疫病や感染症等のこれら以外の事由のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（要求水準書及び設計図書で水準が定められている場合は、その水準を超えるものに限る。事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (18) 「サービス対価」とは、本事業契約による事業者の債務履行に対し、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」に従って町が支払う対価をいう。
- (19) 「施工計画書」とは、事業者が作成予定の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (20) 「完成図書」とは、事業者が作成する建設工事等の完成に係る一切の書類をいう。
- (21) 「業務開始予定日」とは、設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務それぞれについて、事業者の提案に基づいて町が決定した日をいう。
- (22) 「引渡し予定日」とは、本事業契約に基づき、事業者から町へ本施設等それぞれの引渡しを行う予定日をいい、1期工事は令和13年6月30日、2期工事は令和14年11月30日、3期工事は令和15年7月31日とする。
- (23) 「供用開始予定日」とは、本施設の運営業務を開始する予定日をいい、中学校新校舎及びこども図書館は令和13年9月1日、義務教育学校は令和14年4月1日、屋外施設等を含む全面は令和15年8月1日とする。
- (24) 「契約解除等における支払条件」とは、第70条から第73条までに規定する町の支払いのうち、事業契約書等に定める支払いスケジュールを変更することにより必要となる手数料相当額を含む具体的な支払時期、支払方法をいう。
- (25) 「落札者」とは、入札参加グループ[]の代表企業、構成企業及び協力企業（入札参加資格審査書類に、それぞれ入札参加グループの代表企業、構成企業、協力企業として明記された者）をいう。
- (26) 「付帯事業」とは、本事業のうち、入札説明書等、要求水準書等、事業者提案に基づき、落札者の付帯事業実施企業が自らの収益に資する施設（民間施設）を設計・建設及び維持管理・運営し、並びにこれらに付随し関連する一切のことを行う事業をいう。

別紙２ モニタリング及びペナルティの考え方（第１６条、第２８条、第５５条、第５９条、第６４条、第７０条関係）

１ モニタリングの基本的考え方

町は、契約関係書類に対して事業者が実施する業務が適切に遂行されているか確認することを目的として、モニタリングを行う。モニタリングは、本事業契約のほか、要求水準書等に基づき実施するものとする。

(1) モニタリングの項目

町は、以下の各段階において、事業者の実施する業務のモニタリングを行う。

ア 設計及び建設段階：第１６条・第２８条関係

事業提案書及び本事業契約に基づき、設計及び建設・工事監理業務が適切に行われているかをモニタリングする。

イ 維持管理及び運営段階：第５５条関係

事業提案書及び本事業契約に基づき、維持管理及び運営業務が適切に行われているか、また、サービスの提供方法や利用者の満足度等を調査するとともに、本施設が利用可能な状態かをモニタリングする。

(2) モニタリングの方法

ア 設計及び建設段階：第１６条・第２８条関係

事業提案書及び本事業契約に基づき、事業者から提出された進捗状況の定期的な報告の確認等を行う。

イ 維持管理及び運営段階：第５５条関係

事業提案書及び本事業契約に基づき、事業者から提出される通常業務報告書等を確認するほか、通常業務報告書及び随時業務報告書記載事項の事実の確認等を行う。

２ ペナルティの基本的考え方

町は、維持管理及び運営段階において、事業者が実施する業務に支障があると判断した場合は、一定の経過措置を経た後、該当する業務のサービス対価を減額等するものとする。

(1) ペナルティ対象事象

ア 事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部又は一部が利用できない場合。

イ 事業者の責めに帰すべき事由により、要求サービス水準が達成されない場合。

(2) ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス対価の減額等

モニタリングにより、ペナルティ対象の事象が判明した際に、町は、事業者に対して改善勧告を行う。

事業者は、町と協議の上、事実確認に基づき改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。

ペナルティ対象の業務、状況毎に、町と事業者との協議の上、決定した改善完了予定日（図１に記す）を経過したにもかかわらず改善されない場合は、維持管理及び運営業務のサービス対価の減額又は契約解除するものとし、事業者はこれに応じなければならない。

別紙 3 建設、維持管理及び運営業務期間中の保険（第 36 条、第 60 条関係）

事業者は、建設、維持管理及び運営業務の期間中、以下に記載する保険に加入する、又は建設工事の請負人若しくは、維持管理及び運営業務の受託者に加入させなければならない。

表 1 保険

期間	保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
建設期間	工事契約履行保証保険※	工事受託者の契約不履行による契約解除違約金	事業者又は請負人	町又は事業者※※※
	請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 交差責任担保、管理財物担保	事業者又は請負人	町、事業者、請負人、下請負人
	建設工事保険 (火災等)	工事目的物の損害を担保 (戦争・テロ・放射能リスクは除く)	請負人	町、事業者、請負人、下請負人
維持管理・運営期間	維持管理及び運営業務契約履行保証保険※※	維持管理及び運営業務受託者の契約不履行による契約解除違約金	事業者又は維持管理及び運営業務の受託者	町又は事業者※※※
	維持管理及び運営業務業者賠償責任保険	施設の維持管理及び運営業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 管理財物に対する賠償も担保	事業者又は維持管理及び運営業務の受託者	事業者、維持管理及び運営業務の受託者 (その再委託先も含む)

(保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。)

上記以外の保険については、事業者の提案により、町と協議の上、決定するものとする。

- ※ 第 37 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 38 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 39 条第 1 項第 1 号から第 3 号までにより対応した場合は不要
- ※※ 第 61 条第 1 項第 1 号から第 3 号までにより対応した場合は不要
- ※※※ 町以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に本事業に関連する町の事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権を被担保権として、町を第一順位とする質権を設定すること

別紙４ サービス対価の支払方法（第３７条、第３８条、第３９条、第４３条、第６２条、第７０条、第７８条関係）

１ サービス対価の構成

事業期間中、町が事業者を支払うサービス対価は、①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価、②維持管理及び運営業務のサービス対価から構成される。それぞれの対価項目は、以下のとおりである。

なお、設計変更等により施設費が増減した場合は、「ア 施設費」としてその金額を適用する。

表２ サービス対価の構成

	項目	内訳	内訳に含まれる費用	
①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	(1)施設費等	ア 施設費	設計費等	・基本設計費等：調査・設計費（調査費、基本設計費を含む。） ・実施設計費等：調査・設計費（調査費、実施設計費を含む。）、確認申請等の手続きに要する諸費用
			建設・工事監理費等	・１期建設・工事監理費等：１期建設工事費（什器・備品等の調達、外構工事に係る費用を含む。）、工事監理費 ・２期建設・工事監理費等：２期建設工事費（既存中学校校舎等解体・撤去工事費）、工事監理費 ・３期建設・工事監理費等：３期建設工事費（什器・備品等の調達及び設置、外構工事に係る費用を含む。）、工事監理費
			その他費用	事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、事業者の運営費、保険料、監査費用、法人税等、事業者の税引後利益（株主への配当等の原資等）、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用 ※施設引渡し前
②維持管理及び運営業務のサービス対価	(2)維持管理業務費		建築物及び建築設備等保守管理費、什器・備品等保守管理費、外構等維持管理費、環境衛生・清掃費、警備保安費、修繕費、用務員費等	
	(3)運営業務費		給食調理費、学校開放施設運営費、学校図書館・こども図書館運営費等	
	(4)その他の費用		事業者の運営費、保険料、監査費用、法人税等、事業者の税引後利益（株主への配当等の原資等） ※施設引渡し後	

※付帯事業に係る費用は、サービス対価に含まれない。

① 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価

本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価は、施設整備に必要な一切の費用からなる施設費とする。

② 維持管理及び運営業務のサービス対価

維持管理及び運営業務のサービス対価は、維持管理及び運営業務の各業務に要する費用とその他の費用からなるものとする。

なお、維持管理及び運営業務のサービス対価は、別紙5に記載する「サービス対価の改定方法」に示した改定及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、原則として、令和16年2月以降の支払いについて、毎回の支払いにおいて定額を支払うものとする。

2 支払金額及び支払いスケジュールについて

サービス対価の支払い金額及びスケジュールについてはそれぞれ、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価については表3に、維持管理及び運営業務のサービス対価のうち、維持管理業務費については表4に、運営業務費については表5に、その他の費用については表6に記載のとおりとする。

ただし、別紙5に記載する「サービス対価の改定方法」に定める方法によりサービス対価を改定する場合は、各支払い金額を変更する。

3 支払方法

① 設計業務のサービス対価の支払方法

町は、事業者からの請求手続を経て、基本設計の完了払及び実施設計の完了払として、当該請求を受けた日から30日以内にそれぞれ支払うこととする。

② 建設業務のサービス対価の支払方法

町は、事業者からの請求手続を経て、各年度の出来高払として、各年度請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。また、完了払として、請求を受けた日から40日以内に支払うこととする。

③ 工事監理業務のサービス対価の支払方法

町は、事業者からの請求手続を経て、各年度の出来高払として、各年度請求を受けた日から30日以内に支払うこととする。また、完了払として、請求を受けた日から30日以内に支払うこととする。

④ 維持管理及び運営業務のサービス対価の支払方法

町は、事業者からの請求手続を経て、第1回（令和13年7月～9月分）を令和13年11月に、第2回（令和13年10月～12月分）を令和14年2月に、第3回（令和14年1月～3月分）を令和14年5月に、第4回（令和14年4月～6月分）を令和14年8月に、以降、令和29年5月まで年4回、当該請求を受けた日から30日以内に支払うこととする。

表3 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール (円)
(設計業務相当額)

支払時期	㉞設計業務費	㉟消費税及び 地方消費税 相当額	㊱税込計 (=㉞+㉟)
令和●年●月頃 (基本設計業務完了時の翌 月頃)			
令和●年●月頃 (実施設計業務完了時の翌 月頃)			
合計			

(建設業務相当額)

支払時期	㊲建設業務費	㊳消費税及び 地方消費税 相当額	㊴税込計 (=㊲+㊳)
令和11年4月頃			
令和12年4月頃			
令和13年4月頃			
令和13年7月頃(1期建設 業務完了時の翌月頃)			
令和14年4月頃			
令和14年12月頃(2期建 設業務完了時の翌月頃)			
令和15年4月頃			
令和15年8月頃(3期建設 業務完了時の翌月頃)			
合計			

(工事監理業務相当額)

支払時期	㊵工事監理業務費	㊶消費税及び 地方消費税 相当額	㊷税込計 (=㊵+㊶)
令和11年4月頃			
令和12年4月頃			
令和13年4月頃			
令和13年7月頃(1期工事 監理業務完了時の翌月頃)			
令和14年4月頃			
令和14年12月頃(2期工事 監理業務完了時の翌月頃)			
令和15年4月頃			
令和15年8月頃(3期工事 監理業務完了時の翌月頃)			
合計			

※上記対価の改定は、第63条及び別紙5に基づき行われるものとする。

表4 維持管理及び運営業務のサービス対価（維持管理業務費）の金額及び支払スケジュール（円）

支払時期	㊦維持管理費 (警備保安業 務費、修繕業 務費を除く)	㊧警備 保安 業務費	㊨修繕業務 費	㊩税抜計 (=㊦+㊧+ ㊨)	㊪消費税 及び 地方消費税 相当額	㊫税込合計 (=㊩+㊪)
令和13年11月						
令和14年2月						
令和14年5月						
令和14年8月						
令和14年11月						
令和15年2月						
令和15年5月						
令和15年8月						
令和15年11月						
令和16年2月						
令和16年5月						
令和16年8月						
令和16年11月						
令和17年2月						
令和17年5月						
令和17年8月						
令和17年11月						
令和18年2月						
令和18年5月						
令和18年8月						
令和18年11月						
令和19年2月						
令和19年5月						
令和19年8月						
令和19年11月						
令和20年2月						
令和20年5月						
令和20年8月						
令和20年11月						
令和21年2月						
令和21年5月						
令和21年8月						
令和21年11月						
令和22年2月						
令和22年5月						
令和22年8月						
令和22年11月						

支払時期	㊟維持管理費 (警備保安業 務費、修繕業 務費を除く)	㊦警備 保安 業務費	㊧修繕業務 費	㊨税抜計 (=㊟+㊦+ ㊧)	㊩消費税 及び 地方消費税 相当額	㊪税込合計 (=㊨+㊩)
令和 23 年 2 月						
令和 23 年 5 月						
令和 23 年 8 月						
令和 23 年 11 月						
令和 24 年 2 月						
令和 24 年 5 月						
令和 24 年 8 月						
令和 24 年 11 月						
令和 25 年 2 月						
令和 25 年 5 月						
令和 25 年 8 月						
令和 25 年 11 月						
令和 26 年 2 月						
令和 26 年 5 月						
令和 26 年 8 月						
令和 26 年 11 月						
令和 27 年 2 月						
令和 27 年 5 月						
令和 27 年 8 月						
令和 27 年 11 月						
令和 28 年 2 月						
令和 28 年 5 月						
令和 28 年 8 月						
令和 28 年 11 月						
令和 29 年 2 月						
令和 29 年 5 月						
事業期間合計						

※上記対価の改定は、第 6 3 条及び別紙 5 に基づき行われるものとする。

表5 維持管理及び運営業務のサービス対価（運営業務費）の金額及び支払スケジュール（円）

支払時期	⑤運営費 (固定費)	⑥運営費 (変動費)	⑦税抜計 (⑤+⑥)	⑧消費税及 び地方消費 税相当額	⑨税込合計 (=⑦+⑧)
令和13年11月					
令和14年2月					
令和14年5月					
令和14年8月					
令和14年11月					
令和15年2月					
令和15年5月					
令和15年8月					
令和15年11月					
令和16年2月					
令和16年5月					
令和16年8月					
令和16年11月					
令和17年2月					
令和17年5月					
令和17年8月					
令和17年11月					
令和18年2月					
令和18年5月					
令和18年8月					
令和18年11月					
令和19年2月					
令和19年5月					
令和19年8月					
令和19年11月					
令和20年2月					
令和20年5月					
令和20年8月					
令和20年11月					
令和21年2月					
令和21年5月					
令和21年8月					
令和21年11月					
令和22年2月					
令和22年5月					

支払時期	⑤運営費 (固定費)	⑥運営費 (変動費)	⑦税抜計 (⑤+⑥)	⑧消費税及 び地方消費 税相当額	⑨税込合計 (=⑦+⑧)
令和 22 年 8 月					
令和 22 年 11 月					
令和 23 年 2 月					
令和 23 年 5 月					
令和 23 年 8 月					
令和 23 年 11 月					
令和 24 年 2 月					
令和 24 年 5 月					
令和 24 年 8 月					
令和 24 年 11 月					
令和 25 年 2 月					
令和 25 年 5 月					
令和 25 年 8 月					
令和 25 年 11 月					
令和 26 年 2 月					
令和 26 年 5 月					
令和 26 年 8 月					
令和 26 年 11 月					
令和 27 年 2 月					
令和 27 年 5 月					
令和 27 年 8 月					
令和 27 年 11 月					
令和 28 年 2 月					
令和 28 年 5 月					
令和 28 年 8 月					
令和 28 年 11 月					
令和 29 年 2 月					
令和 29 年 5 月					
事業期間合計					

※上記対価の改定は、第 6 3 条及び別紙 5 に基づき行われるものとする。

表6 維持管理及び運営業務のサービス対価（その他の費用）の金額及び支払スケジュール（円）

支払時期	㊦その他費用	㊥消費税及び地方消費税相当額	㊤税込合計 (=㊦+㊥)
令和13年11月			
令和14年2月			
令和14年5月			
令和14年8月			
令和14年11月			
令和15年2月			
令和15年5月			
令和15年8月			
令和15年11月			
令和16年2月			
令和16年5月			
令和16年8月			
令和16年11月			
令和17年2月			
令和17年5月			
令和17年8月			
令和17年11月			
令和18年2月			
令和18年5月			
令和18年8月			
令和18年11月			
令和19年2月			
令和19年5月			
令和19年8月			
令和19年11月			
令和20年2月			
令和20年5月			
令和20年8月			
令和20年11月			
令和21年2月			
令和21年5月			
令和21年8月			
令和21年11月			
令和22年2月			
令和22年5月			
令和22年8月			

支払時期	㊦その他費用	㊥消費税及び地方消費税相当額	㊧税込合計 (=㊦+㊥)
令和 22 年 11 月			
令和 23 年 2 月			
令和 23 年 5 月			
令和 23 年 8 月			
令和 23 年 11 月			
令和 24 年 2 月			
令和 24 年 5 月			
令和 24 年 8 月			
令和 24 年 11 月			
令和 25 年 2 月			
令和 25 年 5 月			
令和 25 年 8 月			
令和 25 年 11 月			
令和 26 年 2 月			
令和 26 年 5 月			
令和 26 年 8 月			
令和 26 年 11 月			
令和 27 年 2 月			
令和 27 年 5 月			
令和 27 年 8 月			
令和 27 年 11 月			
令和 28 年 2 月			
令和 28 年 5 月			
令和 28 年 8 月			
令和 28 年 11 月			
令和 29 年 2 月			
令和 29 年 5 月			
事業期間合計			

※上記対価の改定は、第 6 3 条及び別紙 5 に基づき行われるものとする。

別紙5 サービス対価の改定方法（第63条関係）

1 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方

- 建設・工事監理業務のサービス対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、入札公告時の表7に示す指数を用い、一期工事着工時期又は事業契約（2期・3期建設業務）締結時において改定の基準とした日である令和13年1月（以下「各工事着工日等」という。）の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。
- 建設・工事監理業務の物価変動に基づくサービス対価の改定は、次式によって表されるものとする。
 ※ 二期工事及び三期工事については、令和13年1月から12か月を経過した後に、物価が著しく変動した場合のみ使用する式とする。

一期工事の物価変動率

$$= \text{【一期工事着工日の属する月の指数】} \div \text{【令和8年9月の指数】} - 1$$

二期工事（既存中学校校舎等の解体工事）の物価変動率

$$= \text{【令和12年度の指数】} \div \text{【令和8年度の指数】} - 1$$

三期工事（屋外施設等の工事）の物価変動率

$$= \text{【令和13年1月の指数】} \div \text{【令和8年9月の指数】} - 1$$

- ※ 物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率>0.015の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率<-0.015の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

- ※ 施設整備費は、別紙4表2「ア施設費」のうち「建設・工事監理費等」のみとする。

表7 改定に用いる指数

区分	使用する指数
一期工事	「建築費指数・工事原価 — 学校（RC）工事原価 — 標準指数（金沢）」（一般財団法人建設物価調査会）
二期工事（既存中学校校舎等の解体工事）	「公共工事設計労務単価 — 全職種 — 全国」（国土交通省）
三期工事（屋外施設等の工事）	「建設工事費デフレーター — 土木総合」（国土交通省）

- 各工事着工日等から12か月を経過した後に、物価が著しく変動した場合は、町及び事業者は建設・工事監理業務のサービス対価の改定について協議を行うことができるものとする。当該協議に基づき、建設・工事監理業務のサービス対価の改定を行う場合は、出来形部分を除く施設整備費に対して適用されるもの

とし、改定方法及び改定の式は、各工事着工日等の改定の考え方に準じるものとする。また、これにより建設・工事監理業務のサービス対価の改定を行った後、再度、当該協議を行うことができるものとし、この場合においては、「工事着工日等から 12 か月を経過した後」とあるのは、「直前の本規定に基づく建設・工事監理業務のサービス対価の改定の基準とした日から 12 か月を経過した後」とするものとする。

2 食数変動による運営費の改定に関する基本的な考え方

- ・ 運営費は、以下のとおり構成される。固定費及び変動費の考え方については、事業者提案による。なお、食数については、四半期ごとの実績値を、町が翌月 10 日までに事業者へ通知するものとし、事業者は、この食数の実績値に基づいて、運営費を算出し、事業契約書等に則って請求すること。

$$\text{運営費} = \text{固定費} + \text{変動費} \quad (\text{変動単価} \times \text{食数})$$

3 維持管理及び運営業務のサービス対価（修繕費を除く）の改定に関する基本的考え方

- ・ 維持管理及び運営業務のサービス対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとする。
- ・ 改定方法については、毎年「企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」の 7 月から 6 月までの指数の平均値を用い、前回改定年度の前々年の 7 月から前年 6 月までの指数の平均値と比較して 3.0%以上の差が生じた場合において、表 8 に定める指標に基づき、次年度分以降のサービス対価の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とするとともに、物価等が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、町及び事業者の協議によるものとする。
- ・ 各年度の維持管理及び運営業務のサービス対価は、次式によって表されるものとする。

$$P(t) = Ps(t) \times CSPI(t-1) / CSPIs$$

< 凡例 >

P(t) : t 年度 (t 年 4 月から (t+1) 年 3 月) のサービス対価

Ps(t) : 事業契約書等に示す t 年度のサービス対価

CSPI(t-1) : (t-2) 年の 7 月から (t-1) 年 6 月までの企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index) 又は消費者物価指数 (Consumer Price Index) の平均値

CSPIs : 前回改定年度の前々年 (初回の改定時に対しては令和 5 年) 7 月から前年 (初回の改定時に対しては令和 6 年) 6 月までの企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index) 又は消費者物価指数 (Consumer Price Index) の平均値

- ※ 改定率 (CSPI(t-1)/CSPIs) に小数点以下第 3 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※ 計算の結果、円単位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※ t 年度のサービス対価が改定される場合は、(t+1) 年度以降のサービス対価も、上記の改定率を乗じた額に改定されるものとする。

- ・ 改定に係る協議は毎年度 1 回（9 月上旬頃）とし、次年度以降のサービス対価に反映させるものとする。なお、初回の改定に係る協議は令和 12 年 9 月上旬に行い、改定を行うこととなった場合は、令和 13 年度以降の維持管理及び運営業務のサービス対価に反映させるものとする。
- ・ 技術革新等により維持管理及び運営業務に係る費用が著しく縮減する場合は、町及び事業者の協議により改定するものとする。

表 8 改定に用いる指標

業務の区分	該当する業務の内訳	使用する指標
維持管理 業務	警備保安業務	「企業向けサービス価格指数」－警備（日本銀行調査統計局）
	上記以外の維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」－建物サービス（日本銀行調査統計局）
運営業務		「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）
その他これらを実施する上で必要な関連業務		「企業向けサービス価格指数」－その他諸サービス（日本銀行調査統計局）

※企業向けサービス価格指数は、消費税の影響を除くものを使用するものとする。